

第1回 市川市社会福祉審議会	資料2-①-3
令和 6年7月31日（水）	

## 第4期市川市地域福祉計画 各進行管理事業詳細資料（個票）（令和5年度分）

## ①『地域福祉に関する情報発信』(計画書P44)

【地域共生課、地域包括支援課、介護保険課】

基本目標	基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり					
施策の方向性	1. 情報の提供					
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか	市公式Webサイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。					
P L A N	具体的な取り組み計画	現状において取組みの狭間になっている福祉に関する総合的・組織横断的な情報発信について、改善の取組みを進める。	既存Webページの、利用者目線での整理に取り組む。	市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリーについて見直しの検討を行うとともに、高齢者分野について他の方法による発信方法の検討も進める。	次年度以降の組織再編の可能性も見据えて、市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリーの見直しの検討を行う。	新たな制度や事業を市公式Webサイトや広報いちかわのほか、様々な媒体を活用し、情報の提供や啓発を行う。
D O	実施した取り組み内容	市公式Webサイト内に、市川市の「地域包括ケアシステム」に関し周知するページを新たに作成した。	市の様々な部署で実施している高齢者向けの介護予防・健康づくりに資する取組みを一体的に情報発信するWebページを作成した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織横断的な施策の周知として、            ①地域包括ケアシステム推進のモデルとなる拠点づくりのイメージ図を、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲載し、            ②重層的支援体制整備事業の実施イメージを社会福祉審議会で説明したうえで、当該事業に係る課題・方針等を地域福祉計画中間見直し追加版に掲載した。</li> <li>○広報いちかわにおいて、            ①高齢者等世帯ごみ出し支援（5/16号）            ②いちかわみんなで支え合いアプリ（6/20）            ③働くことは元気の秘訣（シルバー人材センター等）（9/19号）            等を1面や特集面で掲載した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報いちかわ2022年3月5号に「自分らしく活躍するセカンドライフ」と題し、民生委員や地域ケアシステム等を紹介した。</li> <li>○「いちかわ・みんなで支え合いアプリ」から「いちかわ支え合いネット」にリニューアルし、各地区社会福祉協議会への説明会や周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次年度の福祉部組織再編に伴い、関係課が所管する市公式Webサイトのページを確認し、新たに所管する課へ移管した。</li> <li>○広報いちかわでの情報発信            ①2022年9月3日号に「誰もが自分らしく「働く」社会へ」と題し、障がい者の就労支援制度等の紹介。            ②2022年11月5日号に「いつまでも、自分らしい暮らしを送るために」と題し、介護保険制度の周知、介護予防の啓発。</li> </ul>

	評価	B	B	D	D	B	A
C H E C K	評価の理由	組織横断的な内容である「地域包括ケアシステム」について、関係課の意見を取り入れながらページを作成することができた。	組織横断的な内容である「介護予防・健康づくり」について、関係課の意見を取り入れながらページを作成することができた。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け部署横断での検討、調整が難しく、当初計画した市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリーの見直しの検討が進められなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け部署横断での検討、調整が難しく、当初計画した市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリーの見直しの検討が進められなかった。	○関係課と協議のうえ、組織再編に伴うWebページを移管することができた。 ○9月と11月号の広報いちかわの特集ページにおいて、福祉の情報を発信することができた。	○公式Webにおける福祉部の情報発信を積極的に行なった。 ○ゴールドシニアイベントなど、部内で横断的な協力の下、事業をPRできた。 ○広報いちかわや、市公式YouTubeにおいて民生委員の活動を周知することができた。
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	新たなWebページを作成しても、情報が整理されておらず、そこに辿り着きにくくなっている。	前年度のCHECK・ACTIONで記載した「情報の整理」という観点で若干の改善はしたもの、抜本的な解決にはいたっていない。	テレワークの推進、3密を避けるといった状況下では、部署横断での検討、調整が難しかった。	見直しを行うに当たってのたたき台を作成するために、関係課との検討、調整を行なうべく、対面での実施を検討したが、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあつたため、実施が困難であった。	組織再編に伴うWebページの移管など各Webページの整理できたものの、カテゴリーの見直しまでは至らなかった。	市のトップページにバナーを出すなど、広報担当部署と交渉して、前面で周知できるよう交渉を継続していくたい。
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	課ごとにそれぞれで発信している既存のWebページを、利用者目線で、どう整理し、まとめるかという視点を持つ。	市公式Webサイトの「高齢者」分野内のカテゴリーについて見直しの検討を行う。	上記状況下においても、検討、調整を行える方法を見い出し、情報発信の改善を進める。	福祉部の組織再編の可能性がある中で、どこまでカテゴリーの見直しが検討できるか、調整が必要。	市公式Webサイトのカテゴリーの見直しだけでなく、広く市民が情報を入手できる発信方法を検討する。	市民の皆様や支援者が、福祉を感じることができるような市公式Webサイトとなるよう、部全体で取り組むよう発信していく。

## ②『相談支援体制の整備』(計画書P46)

【地域共生課、地域包括支援課、障がい者支援課、こども家庭支援課、発達支援課・保健センター健康支援課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり					
施策の方向性		2. 地域における相談支援・生活支援の充実		2. 相談支援体制の整備			
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。		保健・福祉の各分野を横断した連携を強化するとともに、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を中心市移行時より実施できるよう、取組みを進めています。			
	具体的な取り組み計画	包括的・総合的な相談支援に関する市の指針を策定する。	国の動向に係る情報を収集しながら検討を継続とともに、前年度の整理を踏まえ可能なものから現状の問題点に対する改善策を実施していく。	国の動向に係る情報収集を継続し、その情報を踏まえ、さらなる対応策を検討する。	他市で先行して重層的支援体制整備事業を実施している例等を参考しながら、令和5年度実施に向けた体制づくりの検討を進める。	重層的支援体制整備事業の実施について府内合意を図るとともに、さらに具体的な内容について相談支援包括化推進会議で検討を行っていく。	重層的支援体制整備事業を実施するとともに、関係課との連携強化を図るため、相談支援包括化推進会議を開催し、具体的なケースの検討を行っていく。
	数値目標等	指針の策定	指針に基づく実施	指針に基づく実施	相談支援包括化推進会議の開催	相談支援包括化推進会議の開催	重層的支援体制整備事業の実施
D O	実施した取り組み内容	包括的・総合的な相談支援に関する府内検討会を設置した。当面の対応としては、引き続き分野連携の強化を図ることとし、現状生じている問題点に対する改善策の方向性を整理した。	現状の問題点に対する改善策として、 ○福祉の各制度のサービス等が記載されている資料の関係課での共有 ○対応困難な複合課題・制度の狭間のケースに関し、広く福祉関係課が集まり意見交換する会議の開催を行った。 また、中核地域生活支援センターの協力をいただき、国の動向に係る情報収集を行った。	相談支援包括化推進会議を開催し、本市の中核市移行を見据え「重層的支援体制整備事業」を令和5年度から実施することとした場合を踏まえた意見交換を行い、当該事業に係る課題・方針等を地域福祉計画中間見直し追加版に掲載。	相談支援包括化推進会議を2回開催し、「重層的支援体制整備事業」を令和5年度から実施するための意見交換を行い、制度の狭間や複雑・複合化事例の件数等について調査を実施。	相談支援包括化推進会議を3回開催するとともに、府内合意を経て、令和5年7月から「重層的支援体制整備事業」を開始することとした。	市川市よりそい支援事業実施計画を策定し、令和5年7月より重層的支援体制整備事業を開始した。
C H E C K	実績	対応の方向性の整理	改善策の実施	計画の中間見直し	相談支援包括化推進会議の開催	相談支援包括化推進会議の開催	重層的支援体制整備事業の実施支援会議、支援会議の開催
	評価	B	B	A	A	A	A
	評価の理由	指針の策定にまでは至らなかったものの、関係課と協議のうえ、方向性の整理まで行えたため。	指針策定はしていないものの、関係課と協議のうえ、改善策の実施を行えたため。	地域福祉計画の中間見直しを実施し、具体的な相談支援体制の実施スケジュールを決定した。	中間見直しを受けて、令和5年度から実施するための方策について、具体的な検討を行うことができた。	関係課との検討、協議を重ね、新たに開始する事業の具体的な検討を行うことができた。	関係課及び関係支援機関と連携し、市民に寄り添った事業としてスタートすることができた。
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	国においてモデル事業実施段階であり、同規模の自治体の先行事例が少ない中で、「指針」という形式で今後の対応を決定することが難しかった。	制度の狭間のケースへの対応が困難である。	新型コロナウイルス感染症の影響により、会議の開催回数が限られているなかで、一定の方向性を示すことができた。	国がYouTubeで地域共生社会を目指す重層的支援体制整備事業の内容について配信を行っており、推進会議のメンバーで閲覧することで意識の共有が図られた。	相談支援等の現状や具体的な事例を踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施体制等を検討し、決定することができた。	多機関協働事業者（かじゅまる+）とのつなぎの役目を担う連携担当職員（コネクター）会議において、事例を通じて、支援関係機関の連携について考えることができた。

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	国においてモデル事業実施状況をもとに検討を継続している状況であるため、その動向も注視しながら検討を進める必要がある。	国の動向に係る情報収集を継続し、その情報を踏まえ、さらなる対応策を検討する。	重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係部署と対応を協議していく。	重層的支援体制整備事業の実施について、市の上層部に説明の上、庁内合意を目指す。	重層的支援体制整備事業の実施に向け、関係課との協議を継続しつつ、庁内や市民、庁外の関係機関へ事業の周知を行う。	重層的支援体制整備事業の理解を深め、関係課との協議を継続しつつ、庁内や市民、庁外の関係機関へ事業の周知を行う。
----------------------------	----------------------	--	--	-----------------------------------	---	---	---

### ③『成年後見制度利用支援事業』(計画書P50)

【地域包括支援課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり						
施策の方向性		4. 権利擁護と見守り体制の充実						
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
P L A N	何をすべきか (事業概要)		知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。					
	具体的な取り組み計画		○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知、啓発及び利用促進を図る。 ○市民後見人養成研修修了者への支援を行う。	○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知、啓発及び利用促進を図る。 ○市民後見人養成研修修了者への支援を行う。	○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知、啓発及び利用促進を図る。 ○2期生市民後見人養成を実施。	○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知、啓発及び利用促進を図る。 ○相談体制の整備を行い、関係機関との連携を図る。	○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等により制度の周知、啓発及び利用促進を図る。 ○地域連携ネットワークを構築し、関係機関との連携を図る。	
	数値目標等	相談件数	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
		P R・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	10	10	10	12	12	12
D O	実施した取り組み内容		○社会福祉協議会、高齢者サポートセンター等による相談、研修の実施。 ○市民後見人へのフォローアップ研修、訪問活動支援。	○社会福祉協議会による相談、講演会実施。 ○高齢者サポートセンターによる講座実施。	○社会福祉協議会による相談、講演会実施。高齢者サポートセンターによる講座実施。 ○2期生市民後見人養成講座実施。	○社会福祉協議会による相談、講演会実施。高齢者サポートセンターによる講座実施。 ○2期生市民後見人養成（2年目）実施。	○社会福祉協議会による相談、講演会実施。 ○高齢者サポートセンターによる講座実施。	○社会福祉協議会、市川市高齢者サポートセンター、基幹相談支援センター「えくる」による相談、講演会の実施。
C H E C K	実績	相談件数	2544	3354	3713	3213	2815	2,551
		P R・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	28	17 計画していた4回はコロナのため中止	16	18	15	21
	評価		A	A	A	A	A	A
A C T I O N	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点		○成年後見の相談窓口の周知が図られた。 ○市民後見人の家庭裁判所への推薦まで進められなかつた。	○成年後見制度の周知が図られた。 ○市民後見人が10名選任された。	○成年後見制度の周知が図られ、相談件数が増加。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座が減少した。	○17名の市民が第2期市民後見人養成講座を修了した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかつた講座があつた。	○市民後見人養成講座の修了者に対して、育成を目的とした研修を行つた。 ○社会福祉協議会と協議を重ね、「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を開始し、中核機関として地域連携ネットワークの構築を行つた。	○市民後見人養成講座の修了者に対して、育成を目的とした研修を行つた。 ○「市川市成年後見制度利用促進基本計画」を開始し、中核機関として地域連携ネットワークの構築を行つた。
	次年度に留意すべき点 改善すべき点		○成年後見制度の周知、啓発及び利用促進は継続的に実施していく。 ○市民後見人として家庭裁判所に選任されるよう支援を継続する。	○成年後見制度の周知、啓発及び利用促進は継続的に実施していく。 ○市民後見人が選任されたため、新たな担い手育成として市民後見養成講座を実施する。	相談件数が増加しているため、相談体制を整備し、関係機関へ周知、共有及び連携が必要とされる。	高齢者数の増加と反して、成年後見制度に関する相談件数が減少しているため、成年後見制度の周知、啓発及び利用促進を実施する必要がある。	○成年後見制度の周知、啓発及び利用促進は継続的に実施していく。 ○中核機関として、地域連携ネットワークを構築し、制度利用を必要とする方への支援を強化していく。	○第3期市民後見人養成講座に向け、周知・啓発、準備を行つていく。 ○制度利用を必要とする方への支援を強化するため、引き続き地域連携ネットワークの整備を行つていく。

#### ④『福祉サービス苦情解決事業』(計画書P52)

【こども施策課】

	基本目標	基本目標 I 安心と信頼のあるまちづくり					
	施策の方向性	5.サービスの質の向上					
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。					
	具体的な取り組み計画	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が受講する。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が受講する。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が受講する。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が参加する。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が参加する。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会の開催 ○千葉県主催の研修に第三者委員が参加する。
D O	実施した取り組み内容	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催した。 (H31.3.22) ○千葉県主催の研修に第三者委員が受講した。 (H30.9.11)	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催しなかった。 ○千葉県主催の研修に第三者委員が受講した。 (H31.12.6)	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催しなかった。 ○千葉県主催の研修は開催されなかった。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催した。 (R4.3.25) ○千葉県主催の研修に第三者委員が参加予定であったが体調不良で欠席。	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催した。 (R5.3.29) ○千葉県主催のZoom研修に第三者委員が受講した。 (R4.11.11)	○福祉サービス苦情解決事業運営委員会を開催した。 (R6.2.1) ○千葉県主催のオンライン研修を第三者委員が受講した。 (R5.10月)
C H E C K	評価	A	A	-	A	A	A
	評価の理由	計画どおりに実施できた。	新型コロナウイルス感染症の影響で「苦情解決第三者委員会」を中止にせざるを得なかつたが、それ以外は計画どおりに実施できだ。	新型コロナウイルス感染症の影響で研修参加や会議開催ができず、評価できない。	○研修の欠席は、やむを得ない。 ○計画どおりに実施できた。	計画どおりに実施できた。	計画どおりに実施できた。
A C T I O N	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	運営委員会開催時の現地視察施設は第三者委員任期中に同じ施設にならないようにし、なるべく近隣の施設で回れるよう配慮する。	新型コロナウイルス感染症の影響で「苦情解決第三者委員会」は中止となつた。	-	委員会開催は新型コロナウイルス感染症を心配される中での開催であったが、感染対策に努め行えた事は今後の取り組みに繋がる結果になったと感じている。	運営委員会では、3か所のごども施設を現地視察し、同じごども施設でも多種多様な利用者が存在し、各々に合わせた福祉サービスを提供する必要があることを、第三者委員と共に再確認できた。	運営委員会において、公立保育園1か所の現地視察を実施、各施設における苦情への対応状況等を報告した。各委員より、おおむね良好に対応していたとの評価をいただいている。
	次年度に留意すべき点 改善すべき点	次年度は、2年に1度の第三者委員の委嘱期にあたるため推薦者の確認を行う。	元年度は「苦情解決第三者委員会」の開催が新型コロナウイルス感染症の関係で中止となつたが、次年度は小規模でも開催ができるように努める。	次年度は、第三者委員の委嘱期にあたるため推薦者の確認を行う。元年度・2年度は「苦情解決第三者委員会」の開催が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となつたが、次年度は開催ができるように努める。	計画どおりの実施に向けて取り組む。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと、各施設における利用者の増加に伴い、苦情の増加が懸念される。苦情については、適切な対応を行うとともに、必要に応じて第三者委員から助言を受けてサービスの向上を図るよう努める。	視察について、1か所を時間をかけて視察することは現場の声をゆっくり聴くことができ有意義、との意見を頂いているので次年度も継続していきたい。

⑤『地域ケアシステム推進事業』(計画書P54)

【地域共生課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後ますます重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。					
	具体的な取り組み計画	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。	地区社会福祉協議会が主体となり活動する相談事業やサロン活動への支援を行うほか、拠点の整備を行う。
D O	実施した取り組み内容	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。	相談事業やサロン活動へ補助金を支給するほか、拠点を整備し、活動の支援を行った。
C H E C K	評価	A	A	C	B	B	A
	評価の理由	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った。	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った。	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った。	一部地域ケア拠点が閉所していたこと及び、全てのサロンが再開できていないため。	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った。	地域の福祉コミュニティの充実に係る活動支援を行った。サロンは、コロナ前とほぼ同様の状況に戻った。
A C T I O N	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	地域での身近な居場所作りやサロンの開催も広がっているが、地域資源の掘り起こしや担い手の発掘に向けたネットワークが必要。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域課題の振り返りが出来ていない。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、サロン活動がすべて中止となり、地域ケア拠点の業務内容を縮小して実施した。	○拠点再開に向けた支援として、ガイドラインを作成し、飛沫防止シートや消毒液、体温計等を配布した。 ○サロン活動については、事前予約制やオンライン開催、自宅訪問等の新たな取り組みを推奨した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部サロン活動が中止となったものの、拠点活動の再開に向けた運営支援を行い、15拠点全ての活動が再開できた。	一部サロンが、コロナによる休止からサロン解消となってしまったが、ほぼ、コロナ前の状況を取り戻すような活動ができた。また、全ての地区社会福祉協議会で対面式の地域ケアシステム推進連絡会が開催された。
次年度に留意すべき点 改善すべき点		○企業や社会福祉法人などの社会貢献活動の推進に向けアプローチを図る。 ○府内関連部署など情報共有ができるよう、連携を継続していく。	地域での会議開催時期の見極めが必要ではあるが、令和元年度の振り返りを行い今後も連携して活動していく。	コロナ禍でも会議やサロン等が実施できる方法を研究し、継続して連携を行う。	地域課題の把握と振り返りを行い、府内関連部署など情報共有を行い、継続して連携していく。	感染状況に応じた拠点運営の方法を含め、コロナ禍以前の活動を取り戻していくような支援を行う。	全地区で対面による会議が再開した地域ケアシステム推進連絡会では、地域課題が検討される場となるよう、関係機関とも連携を図っていく。

## ⑥『コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置』（計画書P54）

【地域共生課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。					
	具体的な取り組み計画	各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。 ○コミュニティワーカーを各地区に配置できるように検討を継続していきたい。	○各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。 ○コミュニティワーカーを各地区に配置できるように予算化を目指して検討をしていく。	○各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。 ○コミュニティワーカーの委託内容を見直し、個別支援をより意識した内容にしていく。	○各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。 ○個別支援を意識した取り組みができるよう、話し合いを進める。	○各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。 ○コミュニティワーカーの委託内容を見直し、個別支援をより意識した内容にしていく。	○各日常生活圏域ごとにコミュニティワーカーを配置し、福祉コミュニティの充実を図る。
D O	実施した取り組み内容	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、今後について協議を行った。	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、今後について協議を行った。	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、今後について協議を行った。	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、今後について協議を行った。	コミュニティワーカーの配置を引き続き行い、7月以降、コミュニティソーシャルワーカーとして改め配置した。	よりそい支援事業の開始に伴い、7月以降、コミュニティソーシャルワーカーとして改め配置した。
C H E C K	評価	B	B	B	B	B	A
	評価の理由	○地域住民の取り組みについて、現状の範囲においては支援できている。 ○個別支援を意識した活動への対応には更に時間を要するため。	○地域住民の取り組みについて、現状の範囲においては支援できている。 ○個別支援を意識した活動への対応には更に時間を要するため。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議等が中止になったことにより、例年通りの活動が出来なかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議等が中止になったことにより、例年通りの活動が出来なかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部の会議や活動等が中止になったことにより、例年通りの活動が出来なかった。	7月以降新たな取り組みとなつたが、対象年齢を問わない個別支援にも対応するなど、地域支援だけではない機能を果たした。
A C T I O N	取り組んでみてうまいといった点 うまくいかなかった点	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーが受け持つ範囲が広大であるため個別支援に向けたきめ細やかな支援が難しい。	取り組みの状況は地域によって様々であり、コミュニティワーカーとして、長らく地域との関係性を築いてきた実績が活かされた。個別支援は実績をさらに積み上げる必要がある。	地域支援についてはこれまでのコミュニティワーカーとして、長らく地域との関係性を築いてきた実績が活かされた。個別支援は実績をさらに積み上げる必要がある。
次年度に留意すべき点 改善すべき点		○地区社会福祉協議会14地区を4名のコミュニティワーカーで担っていることから、人手不足が否めない。 ○個別支援を意識した活動への対応が出来るよう体制の見直しを含めた検討を行う。	コミュニティワーカーの配置について増員する場合の選定方法等を検討し、予算化を目指して提案していく。	個別支援を意識した活動への対応が出来るように、委託内容や体制の見直しを含めた検討を行う。	R5年度に向けて委託内容や体制の見直しを含めた検討を行う。	個別支援を意識した活動への対応が出来るように、委託内容や体制の見直しを含めた検討を行う。	現行市内全域をコミュニティソーシャルワーカー4人で対応しているが、業務内容を精査するとともに適正な配置について検討を行う。

## ⑦『学校と地域の連携推進』(計画書P54)

【学校地域連携推進課、地域共生課】

基本目標	基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性	6. 福祉コミュニティの充実					
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか (事業概要)	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。					
P L A N	具体的な取り組み計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針の承認などを行う学校運営協議会を39校園で設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会を61校園で設置する。</li> <li>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域学校協働本部を各中学校ブロック・塩浜学園に設置(16本部)し、地域のネットワークづくりを推進する。</li> <li>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</li> <li>○市川版コミュニティ・スクールの機能を生かして、地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が学校・地域との連携を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</li> <li>○市川版コミュニティ・スクールの機能を生かして、地区社会福祉協議会、各地区的民生委員・児童委員協議会が学校・地域との連携を推進していく。</li> <li>○運営協議会の年間計画を見直し、各学校園・ブロックの実態に合った運営を提案していく。</li> <li>○新しい研修や交流会を提案して、人材ネットワークの構築する。</li> </ul>

D O	実施した取り組み内容	<p>○学校運営協議会を61校園で設置し、様々な協議が行われ、地域の声を生かした学校運営が推進された。</p> <p>○先行設置している地域学校協働本部（8本部）では、地域学校協働活動推進員を中心とし、地域のネットワークを構築し、地域教育力の活用が推進された。</p> <p>○地域学校協働活動推進員を中心に、地域の活動を中学校ブロックごとにまとめた「コミュニティカレンダー」を発行し、地域活動を可視化する取組を行うことができた。</p> <p>○各地区社会福祉協議会が実施する事業として、学校を開催場所とした、独居高齢者などを招く会食会やコンサート、スポーツ大会など、児童・生徒・地域住民との相互交流を実施できるよう、支援を行った。</p> <p>○民生委員・児童委員協議会の児童委員会が、各地区内学校と地域の情報共有などを行えるよう、支援を行った。</p> <p>○地域の福祉課題の検討の場である地区推進会議に学校地域連携推進課も参加した。</p>	<p>○中学校・義務教育学校区（16校区）にそれぞれ地域学校協働本部を立ち上げ、地域学校協働活動推進員による地域のネットワーク作りを推進する体制づくりが完了した。</p> <p>○学校運営協議会の市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校全校・園に設置完了を受け、地域学校協働本部と併せて地域のネットワーク機能を制度化した。（市川版コミュニティ・スクール）</p> <p>○各校単位の運営協議会だけではなく、中学校ブロック単位での合同学校運営協議会の開催を支援を行った。</p> <p>○学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員に民生委員・民生児童委員が含まれているブロックが多く、学校と地域の情報共有がよりスムーズに進められた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議やイベント等が中止になったことにより例年通りの活動が出来ず、相互交流を実施することができなかった。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、民生委員・児童委員協議会の中止や会場の人数制限により、各地区内学校との地域の情報共有の場を設けることができなかった。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議やイベント等が中止になったことにより例年通りの活動が出来なかったが、ラジオ体操など一部行事を再開し、相互交流を実施することができた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、民生委員・児童委員協議会の中止もあったが、各地区内学校との地域の情報共有の場が再開された地区もあった。</p> <p>○市川版コミュニティ・スクールとして、市立61校・園での学校運営協議会制度と中学校・義務教育学校区（16校区）に地域学校協働本部を設置し、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進した。</p> <p>○地域学校協働活動推進員を中心に、地域のネットワーク機能を強化・推進した。</p> <p>○各校単位の運営協議会だけではなく、中学校ブロック単位での合同学校運営協議会の開催支援を行い、5ブロックで実施された。</p> <p>○学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員に民生委員・民生児童委員が含まれているブロックが多く、学校と地域の情報共有がよりスムーズに進められた。</p> <p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人々が集まつての情報交換や交流機会をなかなか持つことが難しかったが、少しずつ状況に応じて学校支援実践講座交流会を再開し、児童生徒と地域住民（民生委員児童委員含む）が直接関わる場づくりを行った。</p>	<p>○中学校ブロックでの合同学校運営協議会を12ブロックで実施し、その協議会の中で、地域学校協働本部の具体的な活動内容や実施している取り組みについての紹介などを行った。また、各校で行っている運営協議会の中でも、活動について話すことができた。</p> <p>○運営協議会委員の任命を2年サイクルにし、2年間の中で計画的に協議を行えるようにした。</p> <p>○各校の地連携主任と地域学校協働活動推進員の交流の機会を設けることで、学校でのニーズに対する取り組みが行うことができた。</p>
--------	------------	--	---	--	--

	評価	A	A	B	A	A	A
C H E C K	評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○概ね計画に沿って学校運営協議会を設置している。</li> <li>○引きこもりがちな高齢者や多世代の交流の機会を定期的に実施することで、顔の見える関係づくりにつながっている。</li> <li>○各地区での情報共有や相互交流により、児童生徒を地域で見守り、育てる機運が高まりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営に地域住民の声を反映させるために、4.7回（年間平均）の会議を開催することができた。</li> <li>○学校の現状と目標、地域の思いを共有することができた。</li> <li>○引きこもりがちな高齢者や多世代の交流の機会を定期的に実施することで、顔の見える関係づくりにつながっている。</li> <li>○各地区での情報共有や相互交流により、児童生徒を地域で見守り、育てる機運が高まりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響拡大防止の観点から、対面での学校運営協議会を避け、書面開催で開催する学校が多かった。</li> <li>○各中学校ブロックごとに行われる行事や活動についても自粛するブロックが多く、オンライン等代替が難しい現状がある。</li> <li>○学校運営協議会が、地域の情報交換の場や課題について話し合う有効な場になってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響で各活動、交流の場がなかったことを受け、学校運営協議会をはじめ地域住民の情報を交換し、交流を持つことの重要性を再認識する機会となった。</li> <li>○その結果、感染防止対策を行なながら少しづつではあるが、各活動を再開させる流れが生まれ、対面での学校運営協議会を開催する学校が増えた。このことで地域の福祉に繋がる情報交換や担当者同士の交流も生まれてきた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営に地域住民や保護者の声を反映させるために、年間平均4.4回の会議を開催することができた。また、中学校ブロック合同学校運営協議会も12ブロック開催し、中にはブロック全体で取り組む課題を設定し、2年サイクルで課題に対する取り組みを実施するブロックも出てきた。</li> <li>○地域学校協働活動推進員が学校の相談に応えるための人材コーディネートだけでなく、主体的に地域学校協働活動を企画・運営する姿がみられ始めた。</li> </ul>
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会について、平成28年度から順次設置しているため、モデル校の実践事例が学校の理解につながった一方、新しい学習指導要領の移行期が重なったため、学校の負担が大きかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会の委員として地域の方々にご理解・ご協力をいただけた。一方、委員とならなかつた地域諸団体の方々との情報共有を徹底する必要がある。</li> <li>○地域ケアシステム推進連絡会に学校の地域学校協働活動推進員が参加し、地域住民と学校の情報共有が図れた地区もあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対面を前提とした会議については、今後も新型コロナウイルス感染症が終息するまで計画通りの開催は難しい。対面と非対面、両方の準備をしておく必要がある。</li> <li>○オンラインでの会議開催ができるブロックもあるが、まだまだ地域の方の目的、心的ハードルが高く、参加できない方もいる。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議やイベント等が中止になったことにより、相互交流や情報共有を図ることができなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすいのが高齢者・子どもであり、この両方の交流が不足している。また、書面やオンラインでの会議では個々の課題や周辺情報が得にくいため、必要な支援に繋げにくい状況が生じる。</li> <li>○現役保護者世代を会議体の中に取り込んでいくことで交流の中心となつてもらえると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校ブロックの合同運営協議会に教育委員会が積極的に支援に入ることで、ブロック運営協議会の今後につながる取り組みができた（福栄中ブロック）。</li> <li>○学校運営協議会内での情報交換は行えたが、地域諸団体や参加していない地域の方々への情報発信の方法や共有方法に課題が残つた。</li> </ul>

A C T I O N	<p>次年度に留意すべき点 改善すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の負担が少くなるよう、教育委員会が支援する。</li> <li>○学校運営協議会と地区社会福祉協議会、各地区の民生委員・児童委員協議会が連携をして学校と地域の関係づくりを推進していく。</li> </ul>	<p>地域学校協働本部の機能を生かし、学校を核として地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくこと。</p>	<p>○地域学校協働本部の機能を生かし、学校を核として地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくこと。            ○構築されたネットワークを生かして、情報提供や共有がブロック内でスムーズに行われること。            ○コロナ禍でも連携できる方法を研究し、関係づくりを推進していく。</p>	<p>○コロナ禍でも連携できる方法を研究し、関係づくりを推進していく。            ○地域学校協働本部の機能を生かし、学校を核として地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくこと。そのための機会（研修会、交流会など）を積極的に作っていくこと。            ○構築されたネットワークを生かして、情報提供や共有がブロック内でスムーズに行われること。            ○コロナ禍でも学校と地域の関係づくりを推進し、顔が見える関係の中で連携を深めていくように引き続き支援を行っていく。</p>	<p>○学校運営協議会委員が自身の役割を理解してもらうために、委員への研修の場を設ける。            ○中学校ブロック合同学校運営協議会での話し合いをより効果的にするために、年間計画案を見直していく。            ○地域学校協働本部の機能を生かし、地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくための機会（研修会、交流会など）を積極的に作っていくこと。            ○構築されたネットワークを生かして、情報提供や共有がブロック内でスムーズに行われること。</p>	<p>○学校運営協議会委員が自身の役割を理解してもらうために、委員への研修の場を設ける。            ○中学校ブロック合同学校運営協議会での話し合いをより効果的にするために、年間計画案を見直していく。            ○地域学校協働本部の機能を生かし、地域の諸団体が緩やかなネットワークを構築していくための機会（研修会、交流会など）を積極的に作っていくこと。            ○構築されたネットワークを生かして、情報提供や共有がブロック内でスムーズに行われること。</p>
----------------------------	--	---	--	--	---	---

## ⑧『自治（町）会の加入促進』（計画書 P 5 4）

【自治振興課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性		6. 福祉コミュニティの充実					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。					
	具体的な取り組み計画	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。
D O	実施した取り組み内容	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。	○市民課窓口等でのパンフレットの配布。 ○市民まつり・行徳まつり等で、自治会の活動をPR。
C H E C K	評価	A	B	B	B	B	B
	評価の理由	令和元年度の加入世帯数が前年と比較し増加したため。	令和2年度の加入世帯数が前年と比較し減少したため。	令和3年度の加入世帯数は前年と比較し減少したため。	令和4年度の加入世帯数は前年と比較し減少したため。	令和5年度の加入世帯数が前年と比較し減少したため。	令和6年度の加入世帯数が前年と比較し減少したため。
A C T I O N	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	パンフレットの配布窓口を広げた。（行政サービスセンターを追加）	「市川市における自治会への加入促進に関する協定」の締結により、「自治会加入促進リーフレット」を宅建協会を通じて配布を行えるようになった。	○「市川市自治会等を応援する条例」を制定し、自治会の加入促進へ繋げた。 ○一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止となったが、後継者不足解消や他地域における好事例をテーマにしたDVDを作成し、各自治会へ配布した。	新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止となったが、後継者不足解消や他地域における好事例をテーマにしたDVDを作成し、各自治会へ配布した。	○自治会加入促進パンフレットを新たに作成し、加入促進へ繋げた。 ○また、市民まつりでは、多くの来場者が自治会のブースに来場し、活動を周知することが出来た。	○市民まつり・行徳まつりでは、多くの来場者が自治会のブースに来場し、活動を周知することが出来た。
次年度に留意すべき点 改善すべき点		引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。	引き続き、自治会活動をPRし、加入へとつなげられるよう、パンフレットの改良や啓発活動を行っていく。

## ⑨『避難行動要支援者対策事業』(計画書P58)

【地域共生課、介護保険課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり						
施策の方向性		7. 地域における防災体制充実の推進						
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
P L A N	何をすべきか (事業概要)		<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援をする「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>					
	具体的な取り組み計画		○避難行動要支援者名簿の更新。 ○自治(町)会への名簿活用の周知。	○避難行動要支援者名簿の更新。 ○自治(町)会への名簿活用の周知。	○避難行動要支援者名簿の更新。 ○自治(町)会への名簿活用の周知。 ○個別避難計画の策定。	○避難行動要支援者名簿の更新。 ○自治(町)会への名簿活用の周知。 ○個別避難計画の策定。 ○市川市避難行動要支援者支援プラン及び避難行動要支援者支援活動の手引きの見直し。	○避難行動要支援者名簿の更新。 ○自治(町)会への名簿活用の周知。 ○個別避難計画の策定。 ○市川市避難行動要支援者支援プラン及び避難行動要支援者支援活動の手引きの見直し。	
	数値目標等	新制度施行後の名簿登録者数の増加率(対平成30年度比)	-	+ 3 %	+ 5 %	+ 7 %	+ 9 %	+ 10 %
D O	実施した取り組み内容		○避難行動要支援者名簿の要件対象者宛てにDMを発送し、自治(町)会や民生委員と情報を共有することに同意する方の名簿を作成した。 ○名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。	○名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供・更新した。 ○名簿未活用の自治(町)会に活用の手引きを配付した。	○避難行動要支援者名簿の要件対象者宛てにDMを発送し、自治(町)会や民生委員と情報を共有することに同意する方の名簿を作成した。 ○名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。	名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。	名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。	○自治会と協力し、個別避難計画を作成した。 ○名簿を活用する自治(町)会及び民生委員に対して名簿を提供した。
C H E C K	実績	3,319人	3,307人	5,104人	4,650人	4,208人	3,813人	
	評価	-	C	A	A	A	A	
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	○申請書裏面に避難支援が必要な理由等を申請時に記入してもらうことで、自治(町)会が対象者を訪問時に聞き取る等の負担を軽減できた。 ○名簿活用自治(町)会は119／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。	○名簿活用自治(町)会は137／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。 ○名簿の活用方法等の理解が不十分である。	○名簿活用自治(町)会は144／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。 ○名簿の活用方法等の理解が不十分である。	○名簿活用自治(町)会は144／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。 ○名簿の活用方法等の理解が不十分である。	○名簿活用自治(町)会は142／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が課題である。 ○名簿の活用方法等の理解が不十分である。	○覚書未締結自治会に避難行動要支援者支援活動の手引きを配布し、名簿の活用について案内を行った。 ○名簿活用自治(町)会は142／226自治(町)会であり、名簿活用自治(町)会の増加が引き続き、課題である。	

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。	自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。</li> <li>○個別避難計画の策定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。</li> <li>○個別避難計画の策定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。</li> <li>○個別避難計画の策定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治(町)会に対して名簿の活用方法等の周知を行い、活用を促す。</li> <li>○個別避難計画の作成数を増やす。</li> </ul>
----------------------------	----------------------	---------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--

## ⑩『福祉避難所』(計画書P 5 8)

【福祉部】

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性		7. 地域における防災体制充実の推進					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか (事業概要)		災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。					
P L A N	具体的な取り組み計画	①福祉部で作成をしているマニュアル（まだ公にはっていない）を基に訓練を行う。 ②優先的に開設をする箇所の検討（北・中・南）。 ③公の施設の備蓄状況の把握。	①福祉部で作成しているマニュアルを基に訓練を行う。 ②福祉避難所マニュアルを完成させる。 ③協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。	①福祉部で作成しているマニュアルを基に訓練を行う ②福祉避難所マニュアルを完成させる ③協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。 ④公の施設の福祉避難所に備品等を備える。	①福祉部で作成しているマニュアルを基に訓練を行う。 ②福祉避難所マニュアルを完成させる。 ③協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。 ④公の施設の福祉避難所に備品等の見直し。	①福祉避難所の開設訓練を実施する。 ②協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。 ③公の施設の福祉避難所に備品等の見直し。	①福祉避難所の開設訓練を実施する。 ②協定を締結していない民間事業者等と災害時支援協定を締結する。 ③公の施設の福祉避難所に備品等の見直し。
D O	実施した取り組み内容	①総合防災訓練（9/1）拠点訓練（1/20）に併せて福祉避難所開設訓練を実施。 ②優先的に開設する箇所を検討した。 ③公の施設の備蓄状況を把握した。	①総合防災訓練（8/25）拠点訓練（1/19）に併せて福祉避難所開設訓練を実施。 ②未完成 ③社会福祉法人親愛会（7/31）、株式会社オアゾ（12/19）と災害時支援協定を締結	①新型コロナウイルス感染症の流行により訓練は実施できなかつた。 ②未実施 ③新規協定締結した施設なし。 【その他】 ・ホームレス対応や要配慮者移送マニュアル作成 ・福祉避難所の定員等検討実施	①未実施 ②福祉避難所マニュアルのひな型を作成した。 ③1事業所と協定を締結した。 ④開設時に必要な事務用品を備え、福祉避難所に配置した。	①実施 ②完成 ③新規協定締結した事業所なし。 ④福祉避難所施設の一部に位置を設置し、開設時に必要な事務用品を配置した。	①実施 ②民間事業者1件と締結。 ③福祉避難所の開設訓練を通して、開設時に必要な事務用品を確認した。
C H E C K	評価	B	B	B	B	A	A
	評価の理由	初めて福祉避難所訓練を実施したこと、課題等が見えた。	初めて参加する職員と共に訓練を実施した。 新たに災害時支援協定を締結した。	①～③については実施できなかつたが、ホームレス対応や要配慮者移送マニュアルの作成等を実施したため。	福祉避難所マニュアルの作成、開設時に使用する備品の配備を行った一方で、新規の協定締結には至らなかつた。	福祉避難所訓練実施、マニュアルの作成、開設時に使用する備品の配備を行つた一方で、新規の協定締結には至らなかつた。	福祉避難所訓練を実施し、マニュアルの見直しを行つた。新規の協定締結について、民間事業者1件と結ぶことができた。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	○福祉避難所を開設して、実際の様式を使用しながら要配慮者の受け入れや健康相談を実施した。また、協定事業者と連携し、ダンボールベッドや間仕切りを設置することができた。 ○要配慮者を実際に移送するなどはしなかつたため、次年度の訓練ではもう一步実践に近づけて行いたい。	○総合防災訓練では、実際に福祉タクシーで移送を行うなど、新たな取組ができた。また、障がいの方に要配慮者役を行つてもらい、より実践的な訓練ができると思ったと思う。 ○要配慮者役の方が、退所届の手続きを行わないので帰つてしまつたので、もう少し時間を詰めて行うなども考えて行きたい。	○ホームレス対応や要配慮者移送マニュアルを作成したが、水害等が発生したときにスムーズに対応ができるよう周知等していく必要がある。 ○いきいきセンター13箇所の備蓄等を検討したが、場所によってはスペースがないので、どうしていくか検討を進めていく。	○福祉避難所マニュアルは、ひな型を完成させたものの、現場対応業務についてより具体的な記載を盛り込む必要がある。 ○災害時の対応については、支援の範囲や受け入れ態勢の確認方法含めて、見直していく。	○福祉避難所マニュアルは完成したが、引き続き検討を重ね、現場対応業務についてより具体的な記載を盛り込む必要がある。 ○災害時の対応については、支援の範囲や受け入れ態勢の確認方法含めて、見直していく。	○福祉避難所マニュアルについて、受付時の様式等の見直しを行つた。 ○災害時の対応については、支援の範囲や受け入れ態勢の確認方法含めて、見直していく。

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	<p>①避難所で要配慮者に聞いた内容を、福祉避難所でも聞いてしまうことがあったため、複写式にするなど検討が必要</p> <p>②訓練の際、障害者団体連絡会が多目的トイレの有無について、気にしていたので、事前に調整を行う。</p>	<p>①福祉部の職員でも、災害時の役割を知らない方がいるので、マニュアルを完成させて周知していきたい。</p> <p>②災害時支援協定も継続して民間事業者などにアプローチを図る。</p>	<p>①訓練内容を検討し、体制を整備していく。</p> <p>②福祉避難所マニュアルを完成させて周知する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響で、協定締結が遅れている法人に対して、再度アプローチを図る。</p> <p>④公の福祉避難所に、備蓄等を備える。</p>	<p>①福祉避難所の開設訓練を実施する。</p> <p>②福祉避難所マニュアルの記載内容の見直し。</p> <p>③公の施設の福祉避難所に備品等の見直し。</p>	<p>①福祉避難所の開設訓練を引き続き実施する。</p> <p>②福祉避難所マニュアルの記載内容の見直し（適宜）</p> <p>③公の施設の福祉避難所に備品等の配置を進める。</p>
----------------------------	----------------------	--	---	---	---	---

⑪『ボランティア・N P O活動に関する情報提供』(計画書P59)

[NPO・市民活動支援課]

基本目標		基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり					
施策の方向性		8. ボランティア・N P O活動の推進					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	市公式webサイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・N P O等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。					
	具体的な取り組み計画	いちかわボランティア・N P O Webへ登録のある、300以上の団体のうち、15の団体について、市公式webサイトに情報を持載し、情報誌を年3回発行する。	いちかわボランティア・N P O Web、市公式webサイト等における掲載情報の整理、情報誌における情報提供のあり方について検討を進めていく。	情報の発信先・掲載先について、Web（いちかわ・みんなで支え合いアプリ）が中心となるについて、市民等への周知を行っていく。	Webにおける情報の発信先・掲載先について、周知を継続しつつ、「いちかわ支え合いネット、ボランティア・N P O Web」の併存または統合など適正な運用について検討を進める。	Web媒体の方向性を結論付けるとともに、コロナ禍における社会活動の再開を見据え、ボランティア募集情報等の発信を行う。	Webサイトの情報すみ分けを明確にし、いちかわ支え合いネットにて団体情報、団体活動のボランティア募集、市公式サイトにて府内事業のボランティア募集、課事業等の発信を行う。
D O	実施した取り組み内容	市公式webサイトへ3団体の情報を掲載し、情報誌を年3回発行した。	情報誌の年1回発行、地域新聞に団体紹介記事(1団体)を掲載いただいた。	いちかわ・みんなで支え合いアプリについて、ボランティア・N P O団体へ説明会を実施した。	Web媒体の適正な運用について、関係課と問題・課題の共有を行った。	○Web媒体統合に向けた準備を実施した。 ○市公式Webサイトにて、府内事業、団体活動のボランティア募集を発信した。 ○市民活動団体の設立及び活動の手引きを発行した。 ○市内で活躍する団体(2団体)の紹介リーフレットを発行した。	○令和5年8月、生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」を公開。当サイトにて団体の活動、イベントやボランティア募集情報を発信し、市公式サイトにて府内事業のボランティア募集情報を発信した。
C H E C K	評価	C	C	C	C	B	B
	評価の理由	情報誌を発行することができたが、情報掲載については計画した団体数に至らなかつたため。	○紙媒体からWeb（いちかわ・みんなで支え合いアプリ）を活用した形での情報提供や、新たに地域新聞を活用することなど、一定の方向性を見い出せた。 ○しかししながら、情報量としては少なかつことから、当該評価とした。	説明会実施により、当該Webサイトへの登録促進にはつながつたものの、その数や実際の掲載に至る件数が少なかつことから、当該評価とした。	共有を行つたものの、最終的な方向性を見出すに至らなかつたことから、当該評価とした。	○Web媒体の統合に伴い、情報提供の方向性を明確化することができた。 ○府内事業、団体活動の両面からボランティア情報を募つたが、コロナ禍の影響により受け入れ事業、団体が少なかつた。	○いちかわ支え合いネット、ボランティア・N P O Webを統合したこと、情報を整理し集約することができた。 ○府内事業のボランティア情報を募つたが、情報量が少なかつた。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	情報収集の方法、市民への情報提供のあり方について、有効な手段を模索するに至らなかつた。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民活動団体等への掲載媒体の周知が十分に至っていない。	情報の発信・掲載先として、ボランティア・N P O Webから完全移行には至らず、類似のサイトが併存している形となっている。	併用、統合どちらの方向性にするにせよ、その際に求められる成果や実現性について明確化することができなかつた。	旧サイトからの移行希望団体が想定より少なく、新サイトでの情報量が十分ではない。	情報は整理できたが、移行団体が少なく情報量は十分ではない。

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	情報収集の方法や、情報提供のあり方について、見直し検討を図る。	社会情勢を注視し、適当な時期に掲載媒体についての周知等を市民活動団体等へ行う。	当該Webサイトの運用における改善点も顕在化している中で、ボランティア・NPOWebにおける方向性を改めて検討する必要がある。	Web媒体の方向性を結論付けるとともに、コロナ禍を踏まえつても可能な範囲で「ボランティア募集情報」などの発信を行うべく工夫を図る。	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」の公開に向けて、市民活動団体、利用者に対して周知を行う。	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」の周知を行い、団体登録数の増加を図る。
----------------------------	----------------------	---------------------------------	---	---	---	---	--

⑫『住宅改修費の助成事業』(計画書P65)

【地域包括支援課、介護保険課、障がい者支援課】

基本目標		基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり					
施策の方向性		11. 住環境の整備					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか (事業概要)		高齢者・障がい者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。					
P L A N	具体的な取り組み計画		○住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 ○住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知。	○住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 ○住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知。	○住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 ○住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知。	○住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 ○住宅改修補助を必要とする人に制度を利用してもらうための周知。	○住宅改修が適正な工事、身体状況にあったものか申請書類や現地調査において確認し給付を行う。 ○市川市住宅改修費助成制度(住まいよい住まいづくり助成金)について、説明会時に事業者へ周知。 ○2年に1度の受領委任登録の更新のため、規則改正を実施し、事業者に負担のない形で更新を行う。
	数値目標等	申請件数	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260
D O	実施した取り組み内容	○新規委任受領事業者への説明会等の周知。 ○身体障害者手帳交付時の案内を徹底する。	更新委任受領事業者への説明会において、リハ専門職の講義も併せて実施し、必要性等の再確認も含めて周知。	○新規の委任受領登録を希望する事業者への説明会を実施。 ○現地調査の実施。	委任受領事業者の更新は市の市公式Webサイトを通じて説明資料配布し、新規事業者には電話にて説明。	○新規の委任受領登録を希望する事業者への説明会を実施。 ○現地調査の実施。	○受領委任事業者の更新について、事前に説明会資料を配布し、届出についてはWebサイトから申請を受付られるよう見直した。 ○現地調査の実施。
実績		1,478	1,347	1,211	1,288	1131	1149
評価		A	A	A	A	A	A
C H E C K	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	○委任受領事業者数は増加した。 ○住宅改修補助の対象となる工事とならない工事を混同している相談に対して、制度を理解してもらうことや書類の提出漏れ等があり審査等において困難なこともあった。	○委任受領事業者数は増加した。 真理住宅改修補助の対象となる工事とならない工事を混同している相談に対して、制度を理解してもらうことや書類の提出漏れ等があり審査等において困難なこともあった。	○委任受領事業者数は増加した。 ○住宅改修補助の対象となる工事とならない工事を混同している相談に対して、制度を理解してもらうことや書類の提出漏れ等があり審査等において困難なこともあった。 ○書類等の不備があった際はその都度指導を行った。 ○住宅改修事前申請時に判断が困難なケースに対し、現地調査を行い判断をした。	○新規の委任受領登録事業者には説明会を実施しているものの、書類等の不備があり、その都度指導を行った。 ○委任受領登録していない事業者については、市公式Webサイトで周知しているものの、対象工事の内容や書類の不備等が散見された。 ○コロナ禍につき現地調査ができないなかたが、写真等を利用し、事前申請の前に相談を受けることで対処できた。	○住宅改修申請書類の様式を変更し、市公式Webサイトの掲載方法を見直したことで、委任受領登録していない事業者にもわかりやすいものになり、提出書類の不備が減った。 ○新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて、現地調査を再開し、適正な給付であることが確認できた。	○受領委任の更新について、オンラインでの申請受付を開始したため、提出書類の不備が減った。 ○介護保険の住宅改修を初めて利用する事業所からの申請について、事業所側で作成する見積書に不備が多くみられた。

A C T I O N	<p>次年度に留意すべき点 改善すべき点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月実施予定の委任受領登録事業者対象の更新説明会において、適正な工事のための留意点等の周知を行う。</li> <li>・住宅改修補助の対象とならない工事に対して、相談時点で判断できることが好ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修補助の対象とならない工事に対して、相談時点で判断できることが好ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年2月実施予定の委任受領登録事業者対象の更新説明会において、適正な工事のための留意点等の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修補助の対象か否か判定が難しい工事に対して、事前申請前に判断できることが好ましい。必要に応じ、現地調査を再開する。</li> <li>・委任受領未登録業者に対して、確認シート等を作成し、窓口等で配布を行い、書類不備を削減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度委任受領登録事業者更新に向け、更新手続きの見直しを行い、適正な工事のための留意点等の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年2月の更新説明会資料を従前の基礎的な説明から変更し、よくある質問や改修事例を具体的に示したことにより、今後の申請内容について、工事が適切に行われているか一層注視していく。</li> <li>・初めて住宅改修の補助申請を行う事業所に対しては、窓口や電話等で丁寧な説明を心がけ、不備を削減する。</li> </ul>
----------------------------	---	--	--	---	--	--

⑬『生活困窮者自立支援』(計画書P69)

【地域共生課】

基本目標		基本目標IV 自立と生きがいづくり						
施策の方向性		13. 就労と社会的自立の支援						
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
P L A N	何をすべきか (事業概要)		生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。					
	具体的な取り組み計画		初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する。	初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する。	初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する。	初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する。	初めに相談を受け、他の支援機関等へのつなぎ、または支援プランを作成して各種支援事業等による支援を実施する。	
	数値目標等	自立相談支援事業における新規相談受理件数	450	460	470	480	490	500
D O	実施した取り組み内容		○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）	○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）	○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）	○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）	○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など）	○新規相談受付（アトリーチ対応含む） ○支援プランの作成による支援の実施（就労に向けた求職活動等支援・家計改善支援・住居確保関係支援・孤立解消など） ○関係機関とともに企業や求職者を招き就労に関するイベントを開催
C H E C K	実績		518	601	1,737	762	827	885
	評価		A	A	A	A	A	A
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点		○支援により就職した、困窮状態から脱却した、地域とつながり孤立が解消したなど。 ○信頼関係の構築前においては、問題点等の正確な把握等が困難であり適切な支援の早期実施が難しいなど。	○困窮状態からの脱却 ・就労支援 ・家計改善支援 ○信頼関係の構築 ・相談者にとって必要な支援の拒否等	○困窮状態からの脱却 ・住居確保給付金支給 ・家計改善支援 ○コロナ禍による就労 ・相談者が就労意欲があっても就労先を見つけることが困難であった。	○困窮状態からの脱却 ・住居確保給付金支給 ・家計改善支援 ○就労支援の必要性の高まり ・自宅訪問による支援の増加 ・相談支援員同伴による就労準備や就労訓練等	○生活困窮状態からの脱却 ・住居確保給付金支給 ・家計改善支援 ○就労支援の必要性の高まり ・自宅訪問による支援の増加 ・相談支援員同伴による就労準備や就労訓練等	○生活困窮状態からの脱却 ・住居確保給付金支給 ・家計改善支援 ○就労支援の必要性の高まり ・自宅訪問による支援の増加 ・相談支援員同伴による就労準備や就労訓練等
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点		○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。 ○各種支援事業の充実を図る。 ○関係機関等とのより円滑な関係の構築を図る。	○信頼関係構築のための対応。 ○関係機関との連携。	○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。 ○関係機関等とのより円滑な関係の構築を図る。	○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。 ○関係機関等とのさらなる連携・協働の推進。 ○各種支援事業の充実を図る。	○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。 ○関係機関等とのさらなる連携・協働の推進。 ○各種支援事業の充実を図る。	○増加傾向にある相談者への適切な対応・支援を実施する。 ○関係機関等とのさらなる連携・協働の推進。 ○各種支援事業の充実を図る。

⑭『移動サービスの支援事業』（計画書P73）

【地域共生課】

基本目標		基本目標IV 自立と生きがいづくり					
施策の方向性		15. 移動の自由の確保					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか (事業概要)		高齢者や障がい者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。					
P L A N	具体的な取り組み計画	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。 ○福祉有償運送の制度について、事業者及び利用対象者に対して周知を図る。	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。 ○福祉有償運送の制度について、事業者・利用対象者に対して周知を図る。	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。 ○福祉有償運送の制度について、事業者・利用対象者に対して周知を図る。	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。 ○事業者及び利用対象者に向け、福祉有償運送の制度を周知するために、既存のチラシや市公式Webサイトの内容の充実を図る。	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。 ○事業者及び利用対象者に向け、福祉有償運送の制度を周知するために、既存のチラシや市公式Webサイトの内容の充実を図る。	○年2回運営協議会の事務局を担い、日中活動事業所における送迎課題の解決に向け、市川市自立支援協議会と市内送迎事業者と繋ぐ。 ○運転者受講料補助金において、補助を行う。
数値目標等	福祉有償運送運営事業者数	8	9	10	11	12	13
D O	実施した取り組み内容	○運営協議会を年2回開催。 ・福祉有償運送の開始について案内を記載した事業者向けのチラシを作成し、事業者連絡協議会にて配布。 ○福祉有償運送の制度を案内することを目的とした、利用者向けのチラシを作成。庁内関係課窓口にて配布。 ○上記2点のチラシについて、市のホームページにおいて掲載。	○運営協議会を年2回開催。 ○合計4団体の更新登録について協議、承認。 ○平成30年度に作成した事業者向け、利用者向けのチラシについて、引き続き市のホームページに掲載。	○運営協議会を年2回開催。 ○合計3団体の更新登録及び新規登録の1団体について協議し承認を得た。 ○運転者講習受講料補助金において、2名分の補助を行った。 ○事業者向け及び利用者向けのチラシについて、引き続き市のホームページに掲載。	○運営協議会を年2回開催。 ○1団体について、運送対価の変更を協議し合意を得た。 ○運転者講習受講料補助金について、1名分の補助を行った。 ○事業者向けおよび利用者向けのチラシについて、内容を更新のうえ市のホームページに掲載。	○運営協議会を年2回開催。 ○合計5団体の更新登録について協議し合意を得た。 ○運転者講習受講料補助金について、3名分の補助を行った。 ○事業者向けおよび利用者向けのチラシについて、引き続き市のホームページに掲載。	○運営協議会を年2回開催。 ○合計3団体の更新登録について協議し合意を得た。 ○運転者講習受講料補助金について、4名分の補助を行った。 ○事業者向けおよび利用者向けのチラシについて、引き続き市のホームページに掲載。

	実績	7	7	8	8	8
	評価	A	A	A	A	B
C H E C K	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者連絡協議会において、参加していた事業者にチラシを配布することが出来た。</li> <li>○事業者数は増えなかつたが、事業開始を検討する団体からの問い合わせを受けた。</li> <li>○周知後に新規団体から登録申請を受けることがなかつたため、目に見える周知効果を得ることが出来なかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者からの更新登録申請を受け、事業を継続していただくことが出来た。</li> <li>○事業開始を検討する団体からの問い合わせがなく、新規団体からの登録申請を受けることがなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者からの更新登録申請を受け、事業を継続していただくことが出来た。</li> <li>○新規に運送開始を希望する団体について協議を調べ、運送団体を前年度より1団体増やすことが出来た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運送対価の変更について協議し、合意を得ることができた。</li> <li>○事業開始を検討する団体からの問い合わせがなく、新規団体からの登録申請を受けることがなかつた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者からの更新登録申請を受け、事業を継続していただくことが出来た。</li> <li>○事業開始を検討する団体からの問い合わせがなく、新規団体からの登録申請を受けることがなかつた。</li> <li>○事業者の手続負担を緩和するため、市川市福祉有償運送運転者講習受講料補助金交付要綱の改正について検討を行つた。</li> </ul>
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者受講料補助金の制度について、事業者に再度周知する。</li> <li>○利用対象者に向けて、チラシ以外の周知方法も検討する。(広報いちかわへの掲載等)</li> <li>○事業者に対して引き続き周知を図る他、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者受講料補助金の制度について、事業者に対して周知を図る。</li> <li>○利用対象者向けのチラシを掲載している市公式Webサイト内容の充実を図る。</li> <li>○事業者に対して引き続き周知を図る他、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者受講料補助金の制度について、事業者に対して周知を図る。</li> <li>○道路運送法改正に伴う変更点について、事業者に対して周知を図る。また、利用対象者向けおよび事業者向けのチラシに内容を反映させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者受講料補助金の制度について、事業者に対して周知を図る。</li> <li>○利用対象者向けのチラシを掲載している市公式Webサイトの内容の充実を図る。</li> <li>○事業者に対して引き続き周知を図るほか、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者受講料補助金の制度について、事業者に対して周知を図るとともに、改正後の要綱内容についても周知を図る。</li> <li>○利用対象者向けのチラシを掲載している市公式Webサイトの内容の充実を図る。</li> <li>○事業者に対して引き続き周知を図るほか、他市の事例も参考にし団体の新規登録に向けての支援策を検討する。</li> </ul>

⑯『地域福祉の啓発』(計画書P75)

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		16. 地域福祉に対する意識の啓発					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式webサイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。					
	具体的な取り組み計画	地域福祉の啓発の取組みを進める。	より幅広い市民の方を対象とした事業について検討を進める。	より幅広い市民の方を対象とした事業について検討を進める。	○より幅広い市民の方を対象とした事業について検討を進める。 ○「いちかわ・みんなで支え合いアプリ」のシステム改修を実施する。	より幅広い市民の方を対象に地域福祉の啓発に努める。	市公式Webサイトのほか、様々な媒体を活用し、幅広く市民の方へ地域福祉の啓発に努める。
D O	実施した取り組み内容	○地域での支えあい活動についてのWebページ・支え合い活動立ち上げ手引きの作成に取り組んだ。(公開は令和元年度) ○塩浜学園での「高齢化」をテーマにした授業(1回)、信篤・二俣地区の民生委員児童委員研修での「地域包括ケアシステム」をテーマにした説明において、支え合いの必要性を中心に据えた説明を行った。	○地区推進会議において、「地域ケアシステム・地域ケア拠点・地区社協活動の周知」「地域における団体・地域資源等との連携」をテーマに意見交換を行い、地域活動を多くの市民の方に知つてもらうための方策について情報を共有した。 ○「市川市地域福祉フォーラム」(10月11日開催、主催:市川市社会福祉協議会)の開催を支援した。	主に高齢者を対象に、日常生活の支援及び社会参加の促進並びに地域経済の活性化を目的とした「いちかわ・みんなで支えあいアプリ」の運営(委託)を行つた。	○広報に「自分らしく活躍するセカンドライフ」と題し、民生委員や地域ケアシステム等を紹介した。 ○「いちかわ・みんなで支え合いアプリ」から「いちかわ支え合いネット」にリニューアルし、各地区社会福祉協議会への説明会や周知を行つた。 ○支え合い活動を開始したいという方へ、立ち上げ手引きを基に説明を行つた。	地区推進会議において、次期計画策定のためのアンケート調査結果である現在の「地域ケアシステムの認知度」を共有するとともに、意見交換を行つた。	福祉部再編後、地域共生課が主体となり、地区社協や民政委員児童委員地区協議会において、市の事業やイベント等を幅広く紹介し、広く地域住民に周知できるよう努めた。また、地区推進会議では、地域ケアシステム相談員の位置付け、役割・業務内容についてを議題として、福祉委員と話し合いを行つた。
C H E C K	評価	B	B	B	B	B	B
	評価の理由	今後支えあい活動について市民に啓発するためのツール(Webページ・手引き)を整備することができた。	フォーラムにより、市内の多くの関係者が、地域福祉について考える機会を持つことができた。	「いちかわ・みんなで支え合いアプリ」は実証実験の期間を延長する等、予定通りの検証ができなかつた。	「いちかわ支え合いネット」を通して、ボランティアの申込みがあつた。	「いちかわ支え合いネット」とボランティア・NPO課所管の「いちかわボランティア・NPOWeb」の統合に向け、関係課と具体的な検討を行うことができた。	地域ケアシステムに関する意識啓発について、具体的な実績を残せなかつた。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	直接的には、意識の高い方を中心として支え合いの必要性を再確認していただく効果にとどまりており、それ以外の方へのはたらきかけが難しい。	直接的には、意識の高い方を中心として支え合いの必要性を再確認していただく効果にとどまりており、それ以外の方へのはたらきかけが難しい。	「いちかわ・みんなで支え合いアプリ」は新型コロナウィルス感染症拡大の影響により活動を自粛する団体が多く、登録件数が伸びなかつた。	7か所の地区社会福祉協議会やいきいきセンター15か所を登録し、メニュー数が増えたことにより閲覧数も増えた。	Web媒体の統合に伴い、情報提供の方向性を明確化することができた。	コロナ禍以降、休止していた活動も徐々に再開の見通しとなってきたことから、活気をとり戻せるよう、地域ケアシステムの活動のPRを行っていくことが必要。

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	より幅広い市民に対して、支え合い・地域づくりの必要性をはたらきかけることのできる方法を検討する必要がある。	より幅広い市民に対して、支え合い・地域づくりの必要性をはたらきかけることのできる方法を検討する必要がある。	「いかかわ・みんなで支え合いアプリ」は実証実験の結果を踏まえ、システム改修を実施予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア・N P O課所管の「ボランティア・N P O Web」との統合に向けて検討を進める。</li> <li>○立ち上げ手引きを渡した方のその後の動向。</li> <li>○立ち上げ手引きの在庫確認と印刷の検討。</li> </ul>	○新型コロナウイルス感染症の終息に向け、引き続き拠点の運営支援を行い、「地域ケアシステム」を様々な媒体を活用し、周知する必要がある。 ○円滑なシステムの統合を行うとともに、市民等への周知を行う必要がある。	今後は、新に業務委託するCSWにより、よりきめ細かい対応ができるよう期待されるとおもので、応えられるような取り組みの検討を進めたい。
----------------------------	----------------------	---	---	---	---	---	--

⑯『地域活動の担い手養成研修』(計画書P77)

【地域包括支援課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		17. 地域活動の担い手の確保と育成					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。					
	具体的な取り組み計画	令和元年度からの実施に向けた準備を行う。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回実施する。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回実施する。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回とフォローアップ研修1回を実施する。	生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回とステップアップ講座1回を実施する。	○社会福祉協議会と共に実施する。 ○活動に繋がりやすくするための研修内容を検討し、実施する。
	数値目標等	研修受講者数	100	100	100	100	100
D O	実施した取り組み内容	令和元年度からの担い手養成研修実施に向け、予算要求するとともに、事業の詳細を検討した。	「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回実施するとともに、センターが活動する場所として、高齢者生活支援サービス提供団体の登録を募った。	「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回実施するとともに、センターが活動する場所として、生活支援サービス提供団体の情報提供と登録を募った。	○生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回とステップアップ講座を1回実施した。 ○参加者に生活支援サービス提供団体の情報提供と個人情報提供の同意書をもらい、団体へつないだ。	○生活支援サービスの担い手となる「高齢者生活支援センター」養成研修を年2回とステップアップ講座を1回実施した。 ○参加者に生活支援サービス提供団体の情報提供と個人情報提供の同意書をもらい、団体へつないだ。	○高齢者生活支援センター養成研修を市内2つの会場（八幡・行徳）で、社会福祉協議会と共に実施した。 ○参加者が活動する場として、生活支援サービス提供団体とボランティアセンターへつないだ。
C H E C K	実績	0	77	31	39	31	34
	評価	D	A	C	C	C	C
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	先行して取り組んでいる近隣自治体の情報を得ながら、順調に準備を進めることができた。	センター研修への参加者数は多かったが、サービス提供団体での活動につながったセンターは少なかった。	新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を制限して実施した。そのため、参加者数は前年度より少なく、サービス提供団体での活動につながったセンターは少なかった。	○新型コロナウイルス感染症対策のため、人数を制限して実施した。ステップアップ講座には、R2研修参加者にも参加いただいた。 ○同意書をもらった参加者の個人情報を2団体へ提供することができた。	○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者は少なかった。 ○活動意向のある方は多かったが、実際の活動に繋がった方は2名と少なかった。	○社会福祉協議会との共催により、研修内容を検討することで、活動への「きっかけ」「つながり」の機会となり、実際にサービス提供活動団体やボランティアセンター活動につながった参加者は18名であった。 ○参加者の拡大が課題として残った。
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	先行自治体とは異なる市川市の特性を踏まえて、お互い様事業を推進している社会福祉協議会、既に生活支援サービスを提供している団体等と連携を密にしながら進めていく必要がある。	社会福祉協議会や生活支援サービス提供団体と連携を図り、センターの活動の場を広げるとともに、研修終了後の継続支援及びセンター自らが地域で支えあい活動を立ち上げることができるようにサポート体制の構築に向けて検討していく必要がある。	社会福祉協議会や生活支援サービス提供団体と連携を図り、センターの活動の場を広げるとともに、研修終了者とサービス提供団体をつなぐため、研修修了者の同意のもと、サービス提供団体へ情報提供していく必要がある。	○社会福祉協議会が実施する講座と内容が重複することから、委託や共催等の開催方法について検討の必要がある。 ○研修修了者が活動につながるよう検討していく必要がある。	○社会福祉協議会が実施する講座と内容が重複することから、委託や共催等の開催方法について検討の必要がある。 ○研修修了者が活動につながるよう検討していく必要がある。	○社会福祉協議会との共催を継続し、研修内容の検討を重ねていく。 ○令和6年度に配置される生活支援コーディネーターとも連携し、地域の担い手となるようつなげていく。 ○他事業と連携し周知の場を広げ、参加者の拡大をはかる。

⑯『相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業）』（計画書P77）

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		17. 地域活動の担い手の確保と育成					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。					
	具体的な取り組み計画	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。	各地区の相談員や福祉委員を対象とした講座や研修を実施。
D O	実施した取り組み内容	○市内126ヵ所あるサロンを運営する代表者に向けた活動支援講座「地域共生社会に向けて～サロンの効果と期待～」を実施。 ○第7回目となる「てるばサロンまつり」を実施。地区社協の福祉委員などと一緒に会し情報交換や共有を図った。180名参加。	○サロンを運営する代表者に向けた活動支援講座「虐待の現状と、サロン・地域に期待すること」を実施。 ○各地区的相談員を対象として研修「相談におけるコミュニケーション技術」を実施。 ○第8回目となる「てるばサロンまつり」を実施。218名参加。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。	○サロンの担い手向けに「サロン活動支援講座「笑いヨガ」でモチベーションアップ！」や「新型コロナウイルス感染対策」について研修を実施。 ○コロナ禍のため規模を縮小して「てるばサロンまつり」を実施した。	第10回目となる「てるばサロンまつり」を実施し、サロンの担い手に対するサロンメニュー紹介等の講座が実施された。	第11回目となる「てるばサロンまつり」を初めて、市役所の第一庁舎にて開催した。客層には新しい顔ぶれがあり、サロン活動が幅広く周知されるとともに、サロン活動の担い手間で、相互の活動状況を把握し取り入れる機会となった。
C H E C K	評価	A	A	D	C	C	B
	評価の理由	○サロン活動支援講座では、地域共生社会に向けたサロンの効果や期待についてサロンの目的でもある、地域での居場所としての必要性や大切さを再確認することができた。 ○地区社協で運営するサロンについての情報交換や共有を図ることができた。他地区的取組について実際運営する方からの情報が得られたとの意見もあり。引き続き実施していく。	相談員研修では、相談技法をワークショップ形式で学ぶことにより、日々の相談業務のヒントを得ることが出来たとの意見があった。	主な参加者が65歳以上であり、重症化するリスクが高いことから相談員研修は実施しなかった。	○主な参加者が65歳以上であり、重症化するリスクが高いことから相談員研修は実施しなかった。 ○コロナ禍のため規模を縮小した「てるばサロンまつり」では作品展示もあり、参加者同士の交流が見られた。	○今後サロンで取り入れられそうなメニューの紹介等があり、実際に取り入れたサロンがあった。 ○相談員に対する研修が実施できなかった。	新たな場所を会場としたこと、フードパンク、制服パンク、こども食堂に関するパネル展示を同時開催したこと、通常想定されない来場者を多く呼び込むことができた。 サロン活動の担い手の士気向上、担い手同士の情報交換、来場者との交流が見られた。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	○専門的な見地から得られる情報など、今後の地域活動に活かせる内容であった。 ○各地区的特色を活かしたサロン運営の情報交換や共有の場所として定着しつつある。	あいづちの打ち方など、具体的でわかりやすく、日々の相談業務に活かすことができる内容であった。今後も相談員のスキルアップに向けて支援をしていく。	集合形式での研修を想定していたため中止となつたが、相談員のスキルアップに向けて支援をしていく。	○相談員研修は中止となつたが、相談員のスキルアップに向けて支援をしていく。 ○「てるばサロンまつり」では紙面交流が行われ、各サロンの思いや状況を発信することができた。	対面形式による会議開催の可否について、各拠点により考え方があるため、一律の案内等ができない状況であった。	初めての会場ということで、入念に打合せを重ねたが、当日の人の流れの読みが甘く、滞留してしまう場面が見られた。 新しい来場者の顔ぶれがあったのが良かった。

A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	地域で活動する福祉委員に向けた講座や研修など引き続き実施していく。	地域で活動する福祉委員に向けた講座や研修など引き続き実施していく。	コロナ禍でも実施できる方法を研究し、地域で活動する相談員や福祉委員に向けた講座や研修など引き続き実施していく。	社会福祉協議会とも連携し、コロナ禍でも実施できる方法を研究し、地域で活動する相談員や福祉委員に向けた講座や研修など再開できるようにする。	地域で活動する相談員に向けた講座や研修など実施していく。	地域ケア拠点ごとの研修など、相談員のスキルアップにつながる取り組みを、市川市社会福祉協議会と協力しながら支援していく。
----------------------------	----------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	--	------------------------------	---

⑯『地域活動応援制度の創設・実施』(計画書P79)

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		18. 地域資源の有効活用					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。					
	具体的な取り組み計画	市川市地域活動応援制度実施要綱を整備する。	市公式Webサイトで情報提供を行う。	市公式Webサイトで情報提供を行う。	市公式Webサイトで情報提供を行う。	市公式Webサイトで情報提供を行う。	市公式Webサイトで情報提供を行う。
	数値目標等	提供施設数	5	10	15	17	19
D O	実施した取り組み内容	市内特別養護老人ホーム等に対し、事業の説明を行い協力を仰いだ。	○市公式Webサイトで情報提供を行った。 ○希望する事業者、団体へ説明を行った。	○市公式Webサイトで情報提供を行った。 ○中断により訪問等できていなかった事業者、団体へ電話での説明と書類を送った。	○市公式Webサイトで情報提供を行った。 ○問い合わせがあった事業者へ電話での説明と書類を送った。	市公式Webサイトで情報提供を行った。	市公式Webサイトで情報提供を行った。
C H E C K	実績	0	5	5	5	5	5
	評価	D	B	C	C	C	C
	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	・市内特別養護老人ホーム等に対し事業の説明を行った際、想定以上に当事業への理解が得られた。 ・要綱の整備に時間を要した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中断せざるを得ない状況となった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動自粛が求められたことにより、利用、提供に関する問い合わせがなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動自粛が求められたことにより、利用する側からの問い合わせはなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、活動自粛の流れが継続しており、利用、提供に関する問い合わせがなかった。	新たに登録ができそうな事業所に関する情報提供が寄せられた。 一方、利用、提供に関する問い合わせ実績はなかった。
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、他事業所へのアプローチを実施する。	○事業再開の時期を見極め、希望する事業者、団体へ説明を行う。 ○市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、他事業所へのアプローチを実施する。	市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、利用団体、提供団体へ周知を行う。	広く周知を行うこと及び、利用者・提供者が利用しやすくなるため、要綱等の見直しの検討が必要である。	市公式Webサイトにおいて情報提供を行い、利用団体、提供団体へ周知を行う。	広報や市公式ウェブサイトなどを通じて情報発信をするとともに、社会福祉法人等の団体や企業に直接アプローチするなど、広く事業の周知を図っていく。

⑯『地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業）』（計画書P79）

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		18. 地域資源の有効活用					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。					
	具体的な取り組み計画	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。	地区社会福祉協議会の拠点やサロン活動の場の確保に努める。
D O	実施した取り組み内容	公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。	公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。	○公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飛沫防止フィルムや消毒液等の配布を行った。	公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飛沫防止フィルムや消毒液等の配布を行った。	○公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飛沫防止フィルムや消毒液等の配布を行った。	○公の施設に設置された拠点、サロンの活動場所及び地区社会福祉協議会の会議を行う場の確保に努めた。 ○新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけに応じた対応を行った。
C H E C K	評価	A	A	A	A	A	A
	評価の理由	場の確保は実施出来ている。	場の確保は実施出来ている。	場の確保を実施し、環境整備にも努めた。	場の確保を実施し、環境整備についての要望を関係課につなげた。	場の確保を実施し、環境整備にも努めた。	場の確保を実施し、環境整備にも努めた。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	場の確保は実施出来ているが、各拠点の環境整備が不足している。	場の確保は実施出来ているが、各拠点の環境整備が不足している。	場の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応を行った。	場の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応を行った。	場の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応を行った。	場の確保とともに、各拠点からの環境整備の要望について対応を行った。
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。	○公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。 ○各拠点のPRにつながるような要望については、協議し検討する必要がある。	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。	公の施設の改修工事など計画情報を共有できるように努める。

②『団地集会所の開放』(計画書P80)

【市営住宅課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		18. 地域資源の有効活用					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
何をすべきか (事業概要)		団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。					
P L A N	具体的な取り組み計画	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	新型コロナウイルス感染症の予防に配慮しながら、自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	新型コロナウイルス感染症の予防に配慮しながら、自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。	新型コロナウイルス感染症の予防に配慮しながら、自治会や各種団体との相互交流や文化活動の向上を図る目的として集会所の使用を許可する。
D O	実施した取り組み内容	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。	自治会等から使用申請があった場合は、使用料条例第4条に基づき使用料を免除とし、使用を許可した。
C H E C K	評価	A	A	A	A	A	A
	評価の理由	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。	自治会等からの申請に対してはすべて、使用を許可し、使用料を免除とした。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	自治会や各種団体が集会所を利用して、さまざまな活動を行うことができた。	自治会や各種団体が集会所を利用して、さまざまな活動を行うことができた。	自治会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防を行いながら集会所を利用し、活動を行った。	自治会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防を行いながら集会所を利用し、活動を行った。	自治会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防を行いながら集会所を利用し、活動を行った。	自治会や各種団体が、新型コロナウイルス感染症の予防を行いながら集会所を利用し、活動を行った。
A C T I O N	次年度に留意すべき点 改善すべき点	今後とも、集会所を利用して、さまざまな活動ができるように集会所の開放を行っていく。	今後とも、集会所を利用して、さまざまな活動ができるように集会所の開放を行っていく。	新型コロナウイルス感染症が収まるまでは、感染予防を行いつつ、自治会や団体が集会所を利用できるように集会所の開放を行っていく。	新型コロナウイルス感染症が収まるまでは、感染予防を行いつつ、自治会や団体が集会所を利用できるように集会所の開放を行っていく。	新型コロナウイルス感染症が収まるまでは、感染予防を行いつつ、自治会や団体が集会所を利用できるように集会所の開放を行っていく。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、自治会や団体の活動が活発になることが想定される。これまで以上に集会所を利用した活動を行いやさしく開放を行っていく。

㉑『地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム）』（計画書P80）

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり					
施策の方向性		18. 地域資源の有効活用					
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
P L A N	何をすべきか (事業概要)	地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。					
D O	具体的な取り組み計画	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。	各地区社会福祉協議会の特色に合った団体のネットワークの構築に努める。
C H E C K	実施した取り組み内容	学校地域連携推進課と情報の共有を図った。	保健センターと情報の共有を図った。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ほとんどの会議が中止となり、開催しても人数制限を行った。	○一部オンライン（zoom）を併用し、会議を開催した。 ○社会福祉協議会が日本郵政と包括連携協定を結んだ。	保健センターと情報の共有を図った。	保健センターと情報の共有を図った。
A C T I O N	評価	A	A	D	C	A	A
	評価の理由	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した。	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ほとんどの会議が中止となつた。	会議の中止が多かったが、一部オンライン（zoom）を併用して会議を開催することができ、情報共有を図ることができた。	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した。	地区推進会議に参加し地域へ情報共有を実施した。
	取り組んでみてうまくいった点 うまくいかなかった点	学校地域連携推進課が所管する学校運営協議会と情報の共有を継続して図っていく。	保健センター職員が全ての地区的会議に参加したことで情報共有が図れるようになった。	集合形式での開催を想定していたため、予定していた会議が実施できず、情報共有が図れなかつた。	○一部の地区では会議が実施できたものの、ほとんどの会議が中止となつたため、十分な情報共有が図れなかつた。 ○社会福祉協議会が日本郵政と包括連携協定を結んだことにより、地域福祉活動が広がつた。	保健センター職員が開催のあった地区的会議に参加したことで地域課題などの情報を共有することができた。	保健センター職員が開催のあった地区的会議に参加したことで地域課題などの情報を共有することができた。
	次年度に留意すべき点 改善すべき点	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う。	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う。	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、コロナ禍でも実施できる方法を研究し、継続して連携を行う。	一部オンラインを導入して会議を開催できたので、社会福祉協議会とも協力し、集合形式だけでなく、オンラインの活用を検討していく。	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う。	今後も、地域活動の共有や協力は不可欠であるため、継続して連携を行う。

②『個人情報適正活用支援』(計画書P82)

【地域共生課】

基本目標		基本目標V 地域福祉推進の基盤づくり						
施策の方向性		19. 情報共有・管理の充実						
年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
P L A N	何をすべきか (事業概要)		地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配付します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。					
	具体的な取り組み計画		地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットを作成。	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットの配付。	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットの配付。	相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	相談員や福祉委員等に周知を行っていく。
	数値目標等	リーフレットの作成等	作成	配付	見直し	見直し以降の対応	見直し以降の対応	見直し以降の対応
D O	実施した取り組み内容		リーフレットの作成。	地区社会福祉協議会、福祉委員向けの個人情報に関するリーフレットを作成し、市公式Webサイトへ公開した。	個人情報に関するリーフレットの内容を見直し、地区社会福祉協議会への配布と、市公式Webサイトへ公開した。	市公式Webサイトで公開している。	市公式Webサイトで公開している。	市公式Webサイトで公開している。
C H	実績	作成	Webサイトでの公開	Webサイトでの公開	Webサイトでの公開	Webサイトでの公開	Webサイトでの公開	Webサイトでの公開
E C K	評価	A	B	A	A	A	A	A
A C T I O N	取り組んでみて うまくいった点 うまくいかなかった点	分かり易い内容に心掛けた。	配付については来年度対応することとなった。	配布及び市公式Webサイトでの公開を行った。	市公式Webサイトで公開している。	市公式Webサイトで公開している。	市公式Webサイトで公開している。	市公式Webサイトで公開している。
次年度に留意すべき点 改善すべき点		活動を行う為に必要となる基礎的なリーフレットの配付。	活動を行う為に必要となる基礎的なリーフレットの配付。	相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	見直しがないか確認し、相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	見直しがないか確認し、相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	見直しがないか確認し、相談員や福祉委員等に周知を行っていく。	見直しがないか確認し、相談員や福祉委員等に周知を行っていく。